

平成25年 6 月和水町議会定例会会議録

平成25年 6 月14日和水町議会第 2 回定例会を議場に招集された。

1. 平成25年 6 月14日午前10時00分招集

2. 平成25年 6 月14日午前10時00分開会

3. 平成25年 6 月14日午前10時56分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 淵 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
兼 住 民 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
企 画 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
経 済 課 長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
健康福祉課長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
社会教育課長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
特別養護老人ホーム施設長	高 木 洋 一 郎		
福 祉 課 長			

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認について
(平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号))
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認について
(和水町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認について
(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第49号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 平成25年度和水町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第52号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第53号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第54号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第14 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長(多賀勝丸君) 起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただいまから、平成25年6月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多賀勝丸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番高巢泰廣君、9番荒木拓馬君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(多賀勝丸君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの7日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの7日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年和水町議会6月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の事業運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問の事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、3月定例会以降の主な行事及び地方自治法第123条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙のとおりお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、行政報告の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 25年6月和水町議会定例会開催に当たり、ごあいさつ申し上げます。

例年になく早く梅雨入りいたしましたものの、これまた例年になく雨量が例年の20%前後といった状況でございますが、先日の3号台風において、所によっては雨量が重なったようでございます。

そこで、昨年の7.12、1年を迎えようとしております九州北部豪雨災害のような豪雨にならなければと願うところでもございます。

ところで、ちょうど10日前になりますが、皆さん方に大変御心配おかけいたしました昨年の7月の自死に関する第三者委員会設置初会合が4日に行われたところでございます。この取り組みをもって、御家族並びに故人の供養となり、さらには、いち早く真相を究明し、いち早く教育環境を整え、穏やかさを求め、また、今回のような事態が抑止・根絶につながることを願うものでございます。

では、今定例会に提案いたします議案を御説明申し上げます。

お手元に配付してございますが、承認第4号、専決、平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）から、承認第6号、専決、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例まで3件、議案第49号、これは条例でございますが、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第50号、同じく条例でございますが、和水町職員給与臨時特例に関する条例の制定について、条例2件でございます。

議案第51号、補正予算、平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）から、議案第53号、補正予算、平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）まで3件でございます。

議案第54号、その他和水町過疎地域自立促進計画の変更についてまで、承認事項を含め、9件でございます。外、人事同意を願うものが2件、それから、御報告いたすもの4件でございます。以上、御提案を申し上げます。

なお、具体的な説明を担当課長より説明いたさせますので、どうぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

なおまた、3月定例会以降の私の行政行動は、別紙配付のとおりでございます。

以上、行政報告といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで行政報告の説明を終わります。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認について

（平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号））

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、承認第4号「専決処分の承認について（平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 承認第4号、平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の専決処分の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する必要があったため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ272万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,969万6,000円とする予算が生じたので、平成25年3月31日付で専決処分を行っております。

まず最初に5ページをお願いいたします。歳入のほうから説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分272万円増額計上しております。平成24年度の後期高齢者医療保険料の納付見込みを7,554万5,000円で見込んでおりましたが、年度途中の75歳到達者、転入者、それから障害認定者等の移動によりまして、特別徴収分が92万2,000円の減で、特別徴収分で調整しまして、保険料納付の総額272万円を計上しております。

次に、6ページの歳出を説明いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節の負担金補助及び交付金の被保険者保険料負担金272万円増額計上しております。保険料は市町村で徴収しまして、前月に徴収しました保険料を翌月の初旬に広域連合に保険料を報告しまして、同月に広域連合より保険料負担金の請求がございます。それに基づきまして保険料を支払っております。

今回、3月分の支払請求が1,255万8,700円でしたので、今回272万円増額計上させていただきました。

以上で、承認第4号の平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の専決処

分の説明を終わります。

日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認について

(和水町税条例の一部を改正する条例)

○議長（多賀勝丸君） 日程第 6、承認第 5 号「専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 承認第 5 号、和水町税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき、提案の理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年 3 月30日に交付され、平成25年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、和水町税条例の一部改正が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

改正条文に添付しております 6 枚目からの新旧対照表で説明したいと思います。まず、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。第34条の 7、寄附金税額控除についての改正でございます。平成26年度から平成50年度までの期間に限り、特例控除額の算定に用います所得税の税率に、復興特別所得税率の条文を追加したものでございます。平成26年 4 月 1 日より施行されます。

続きまして、第54条第 5 項、固定資産税の納付義務者等についての改正でございます。独立行政法人森林総合研究所が行います一定の事業、又は業務の廃止に伴いまして、特例措置を廃止するものでございます。これは平成25年 4 月 1 日より施行されます。

続きまして、2 ページをお願いいたします。第131条第 4 項、特別土地保有税の納税義務者等についての改正でございます。この条文も、ただいま御説明申し上げましたとおり、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業、又は業務の廃止に伴いまして、特例措置を廃止するものでございます。これも平成25年 4 月 1 日より施行されます。

3 ページをお願いいたします。附則第 3 条の 2、延滞金の割合等の特例についての改正でございます。市中金利が低下していることなどを踏まえて、国税における延滞税及び還付加算金の見直しに伴いまして、地方税に係る延滞金の利率の引下げになるものでございます。

延滞金の算定基準となります特例基準割合が、日本銀行が定める基準割引率に年 4 %を加算した割合から、国内銀行の貸出約定平均金利の平均に年 1 %を加算した割合に変更となるものでございます。現在、年14.6%の利率が9.3%に。また、納期限後 1 カ月以内の場合は、年4.3%が年3.0%とそれぞれ引き下げになるものでございます。

続きまして、次の第 2 項は、還付加算金についても引き下げるものでございまして、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合とするものでございまして、年4.3%から年2.0%に引き下げられます。

附則第 3 条の 2 は、平成26年 1 月 1 日より施行されます。

続きまして、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例についての改正でございます。附則第4条に規定しております徴収猶予等の適用を受けた場合の延滞金算定の特例改正でございます。ただいま説明しました附則第3条の2の第2項の新設に伴う語句の整備で、平成26年1月1日より施行されます。

続きまして4ページをお願いいたします。4ページ中段にあります附則第4条の2は、租税特別措置法の改正に伴う項番号改正で、平成26年1月1日より施行されます。4ページの一番下から5ページにかけて、附則第7条の3の2の関係でございます。個人町民税における住宅借入金等特別税額控除額について、平成26年4月1日より平成29年12月31日まで、適用期限の延長をするものでございます。

平成26年から平成29年までの入居者について、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等を、限度額の範囲内で個人町民税から控除するものでございます。これは、平成27年1月1日より施行されます。

続きまして、附則第7条の4関係です。これは1ページの第34条の7と同様、寄附金税額控除に係る読替で、平成26年1月1日より施行されます。

続きまして、附則第17条の2関係でございます。長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る租税特別措置法の改正に伴う項番号の改正で、これは平成26年1月1日より施行されます。

続きまして、6ページから8ページまでの中段まで、附則第22条の2関係の改正でございます。東日本大震災の津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の課税特例などの適用を受けるため、条文・条項の整備で、平成26年1月1日より施行されます。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページ中段です。附則第23条関係です。東日本大震災により、所有していた居住用家屋が滅失等により、家屋敷地の用を果たさなくなった土地を譲渡した場合の課税に対する特例措置の追加と、項番号の改正でございます。これは、平成27年1月1日より施行されます。

以上で、承認第5号の和水町税条例の一部を改正する条例、専決処分の説明を終わります。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認について

（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、承認第6号「専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 承認第6号、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、平成25年3月30日に公布されまして、平成25年4月1日より施行されたことに伴いまして、和水町国民健康保険税条例につきましても、これに準じて主要部分の改正が必要となったため、専決処分を行ったものでございます。

今回の国保税条例の主な改正の内容といたしまして、2点ございまして、まず1点目が、保険税軽減制度に係る特例でございます。軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより、国保の被保険者でなくなった者、特定同一世帯所属者といいますが、この方たちを含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久化するものでございます。

2点目が、二人世帯で一人が高齢者医療へ移行して、もう一人が国保に残った世帯、これを特定世帯といいますが、現在、5年間世帯割額を2分の1にする措置を講じております。これが更に3年間に限りまして延長しまして、平成25年度から軽減割合を4分の1に縮小するものでございます。

それでは、改正条文に添付しております新旧対照表で説明したいと思います。4枚目からの新旧対照表で説明いたします。

1ページをお願いいたします。まず、訂正ですけれども、条文の文言が間違っておりましたので、削除をお願いいたします。上から3行目と4行目に同じ文言、「区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする」という文言を二つ書いておりますので、改正前、改正後の文言の削除をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、これは医療分の改正でございます。第1号で5年間の時限措置となっております特定同一世帯所属者の定義を恒久化するものでございます。基礎文となります以外の世帯平等割額は2万1,000円でございますけれど、それに対して第2号の特定世帯、この2分の1、1万500円となっております、第3号が平成25年度から3年間延長ということで、この世帯を特定継続世帯と定義いたしまして、世帯別平等割、4分の1軽減されますので、4分の3を乗じて得た額、1万5,750円とする措置を改めに設けるものでございます。

続きまして、第7条の3関係ですが、こちらは後期高齢者支援金課税額の世帯別平等割額でございます。世帯平等割額5,200円に対しまして、特定世帯ではその2分の1、2,600円となっております、今回新たに設けられました特定継続世帯では、4分の1が軽減され、3,900円になるものでございます。

続きまして、1ページの一番下から3ページまでが第23条、国民健康保険税の減額の改正でございます。特定継続世帯の軽減額を、それぞれの条件ごとに設定するものでございます。

2ページをお願いいたします。2ページの(1)が第1号でございまして、7割軽減に関する規定でございます。片仮名のイが医療分に係る世帯平等割額でございます。エが後期高齢者新規に係る世帯平等割額でございます。2ページの下段から3ページの中段までが第2号で、5割軽減に関する規定でございます。

それから、3ページの中段から一番下までが第3号で、2割軽減に関する規定でございます。ここまでが平成25年4月1日からの適用となります。

次に4ページをお願いいたします。附則第18項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する改正でございます。今回、改正されました地方税法の条文の

追加、引用条項の整備を行うものでございます。この改正につきましては、平成26年1月1日から施行されます。

以上で承認第6号の和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決処分の説明を終わります。

日程第8 議案第49号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第49号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第49号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、現行の算出方法によると、労働基準法第37条第5項及び労働基準法施行規則第19条第4項等に抵触するおそれがあることから、この条例を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表で御説明申し上げます。第15条中、「給料月額」の次に「及び規則で定める手当の額の合計額」を加えます。次に、「常時その額を1週間を乗じて得た額」を「、1週間」に改め、「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもの」を加える改正となります。

この改正には二つの改正が盛り込まれておりまして、まず、規則で定める手当とは、労働基準法上、除外することとされていない手当であり、毎月定額で定められている特殊勤務手当をいいます。勤務1時間当たりの給与額の算出において、給料月額にこの特殊勤務手当を加えて算出することになります。本町職員の一部に支給されている特殊勤務手当で、介護職員処遇改善手当及び医師の研究手当、医療放射線技師の危険手当の三つの手当がこれに該当いたします。

これにつきましては、昨年度、きくすい荘のほうにおいて、労働基準監督署からの指摘で、労基法に違反を指摘されているための改善となります。二つ目の改正は、改正条文中の18を乗じたものについてですが、労働基準法上、労働時間は、実労働時間を基に勤務1時間当たりの給与額を算出することにされておりますが、1年間の平均所定労働時間を算出する場合、年間の祝日等の日数を除く必要があることから、祝日等の日数は年により変動するものの、過去10年間の最大値である18日を採用するものであります。

具体的に説明申し上げますと、職員の勤務1時間当たりの給与額を算出する場合は、給料月額に12を乗じて、年間給与額を算出します。これを年間労働時間で割ると、勤務1時間当たりの給与額が出ることになります。

今回の改正の一つ目の特殊勤務手当の額を超えるということは、年間給与額を算出する場合、この手当を支給されている職員は、この手当も加算して年間給与額を算出することとなります。また、年間の勤務時間を算出する場合には、1週間の勤務時間を52週して、現在算出しております。

すが、祝日等の日数における労働時間は減ずる必要があることから、年間祝日の最大値である18日分を減じて、年間労働時間を算出することとなります。

この条例改正は、平成25年7月1日からの施行となります。

以上、簡単ですが、議案第49号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第50号 和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第50号「和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第50号、和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の制定は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、和水町職員等の給与の減額措置を講ずるものであることから、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。最初にお詫びを申し上げます。このページの上から7行目の所ですけど、条文が少しずれておりまして見にくくなっておりますことをお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、内容について御説明を申し上げます。和水町職員の給与の臨時特例に関する条例第1条でございます。第1条を読み上げます。

この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下、特例期間という）における職員（地方公務員法昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう（以下、同じ）等の給与の支給額を減額するため、和水町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年和水町条例第46号、以下、給与条例という）等の特例を定めるものとする。としております。

次に、第2条では、給与条例の特例について定めております。第2条第1項では、特例期間における支給減額率について定めております。この表を御説明申し上げますと、職員に適応されている各給料表における1級に該当する職員については、支給減額率を100分の1.6の割合とし、2級以上に該当する職員については、支給減額率を100分の3.2の割合とするものです。

次に、第2項の第1号で、管理職手当の減額について定めております。管理職においても、率先して東日本大震災復興財源の捻出に積極的に取り組むということで、減額を実施することとしております。管理職手当については、医療職給料表の適用を受ける職員、該当者は医師になります。を除き、管理職手当の減額率を100分の5の割合とするものです。

同じく第2号は、職員が休職した場合の支給についても、減額後の給与額を基準に支給するこ

ととしております。次のページをお願いします。

第2条第3項では、給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の勤務1時間当たりの給与額も減額後の給与額を適用するものとしております。

次に、第3条では、育児休業等に関する条例の特例について定めております。これは、この特例期間において、育児休業等に関する条例第20条、部分休業をしている職員の給与の取扱いとなりますけど、の規定を受けている勤務1時間当たりの給与額の算出についても、この臨時特例条例を適用するものとしております。

次に、第4条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例について定めております。これは、この特例期間において、第14条第3項の介護休暇における勤務1時間当たりの給与額の算出についても、この臨時特例条例を適用するものとしております。

次に、第5条、第6条、第7条では、町長、副町長、教育長、病院事業管理者においても、職員同様に減額措置の趣旨を十分に御理解いただいて、給与の減額をお願いすることとしておりまして、それぞれの給料月額に100分の3.2の割合を乗じた額を減額するとしております。

次に、第8条で端数計算について定めております。減額額については、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとしております。

附則としまして、この条例の施行は、平成25年7月1日からとしております。

なお、一時金、期末勤勉手当については、減額は見送ることとしておりますので申し添えまして、以上、簡単ですが、議案第50号、和水町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第51号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第51号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第51号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,082万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ82億2,545万4,000円とするものです。

8ページをお願いします。歳入の主なものを説明申し上げます。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の農業基盤整備促進事業補助金を、1,455万円補正しております。これは、整備済みの農地等の高度利用を、迅速・安価に図るため、簡易な整備に対しての県補助金となります。該当地区は大坪、岩地区となっております。

その下の、同じく1節の農業費補助金の熊本稼げる園芸産地育成対策事業を56万6,000円補正しております。これは、県単独事業で、ハウス内の内張りカーテンを設置することで、燃油使用量の削減を図ることを目的とし、北部いちご生産組合に対しての県の補助金となります。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金の前年度繰越金を2,518万5,000円増額補正しまして、歳入財源としております。

次に、20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1節雑入の熊本県町村会イベント参加助成金を30万円補正しております。これは、和水町の特産品や観光資源の宝を都会の人たちにアピールし、情報交換と町村間の連携を図る目的で、町市・村市2014というイベントに参加する経費に対しての、県町村会から一人当たり5万円の助成金があり、6人分の助成金となります。

以上が歳入の補正となります。9ページをお願いします。歳出の主なものを説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の所ですが、19節負担金補助及び交付金の地域振興策補助金を1,046万7,000円補正しております。これは、公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の設置に伴う県から交付される地域振興策補助金のうち、内田地区に対する地域振興策の補助金となります。これに伴いまして、下の25節の積立金の地域振興策基金を1,046万8,000円減額しております。地域振興策基金の積立金は、当初予算では5,000万円としておりましたが、補助金を基金に積み立てる前に、内田地区に支払をすることから、その分の積立金を減額しております。

次に、同じく2款総務費の11目国際交流費の所ですが、11節需用費の食料費を3万円、14節使用料及び賃借料の使用料を11万円補正しております。これは、韓国公州市からの来町時の経費でありまして、当初予算では1泊の予定で予算を計上しておりましたが、8月の3日から5日までということで、2泊で来町される予定であることから、1泊分の宿泊料と食事代等を増額補正しております。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務振興費の所ですが、19節負担金補助及び交付金の農業基盤整備促進事業を1,455万円補正しております。これは県補助金の所でも説明いたしましたが、整備済みの農地の高度利用を迅速・安価に図るため、簡易な整備に対しての定額助成補助を実施する事業でありまして、全額県補助となります。補助金の額は10アール当たり15万円となっております。

同じく、19節負担金補助及び交付金の耕作放棄地解消事業（町）を4万8,000円補正しております。これは町の単独事業で、国・県実施の耕作放棄地対策事業の対象とならない事案について、1反当たり3万円を交付するという事業でございまして、1名の該当者がいることから、4万8,000円を計上しております。

次に、10ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、5目果樹園芸振興費の所ですが、19節負担金補助及び交付金の熊本稼げる園芸産地育成対策事業を56万6,000円補正しております。これは、県単独事業でハウス内の内張りカーテンを設置することで燃費使用量の削減を図ることを目的に、いちご生産組合に対する補助金でございます。全額県の補助金となっております。

次に、同じく農林水産業費の9目土地改良費の所ですが、19節負担金補助及び交付金の土地改良施設維持管理適正化事業拠出金を36万3,000円補正しております。これは、土地改良施設維持管理適正化事業による事業費の一部を5年間均等に拠出するもので、対象地区としましては、対象施設としまして平野堰の分の36万3,000円となります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目観光費の所ですが、9節の旅費の普通旅費を47万3,000円、11節需用費の消耗品を5,000円、12節役務費の通信運搬費を4万7,000円、合計52万5,000円補正しております。これは、町の特産品や観光資源の宝を都会の人たちにアピールし、情報交換の町村間の連携を図る目的で、町市・村市2014のイベントに参加するための経費でございます。旅費については6人分を、消耗品については、展示・装飾費用を、通信運搬費については、特産品の送付代を計上しております。なお、参加費については、県町村会から一人当たり5万円の助成があることになっております。

11ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の所ですが、12節役務費の筆耕翻訳料を67万5,000円補正しております。これは、教育委員会会議の会議録作成に伴う筆耕翻訳料となります。

次に、同じく教育費の6目学校統合事業費の所ですが、17節公有財産購入費の土地購入費を273万6,000円補正しております。これは、学校建設事業に伴う土地購入費で、三加和区域が1筆分、菊水区域が3筆分の土地購入費となっております。

同じく、その下の22節補償補填及び賠償金の補償金を1万6,000円補正しております。これは、菊水区域用地買収に伴う立木補償2筆分となります。

次に、12款公債費、1項公債費、1目元金の所ですが、23節償還金利子及び割引料の長期債元金を1,968万円補正しております。これは、平成24年借入れの合併特例債分を平成25年度から据置きなしで償還することに伴う元金の増額補正となります。

以上、簡単ですが、議案第51号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第52号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第52号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第52号、平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億8,945万円とするものでございます。

まず最初に、7ページの歳入から御説明いたします。10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金、前年度繰越金149万2,000円を増額計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの歳出を説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の4節共済費、社会保険料17万3,000円、7節賃金の110万円、臨時職員1名を雇用しております。一般管理費より6月分から来年の3月分までの10カ月間分の賃金を予算計上しております。

次に、8款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費の4節共済費3万5,000円、7節の賃金の18万3,000円、疾病予防費から臨時職員1名分、人件費を支出しておりましたので、21万8,000円を予算計上しております。

以上でございますが、5月31日に開催しました国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添え、提案理由の説明といたします。

日程第12 議案第53号 平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第53号「平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、議案第53号、平成25年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万円を追加しまして、8,140万1,000円としております。

はじめに歳出から御説明いたしますので、6ページお願いいたします。最後のページになります。

6ページは総務費の施設管理費でございます。今回、工事請負費で90万計上しております。内容でございますけど、現在、大牟田地区の主要地方道大牟田植木線の側溝改良工事が県により行われております。この工事現場に県道を横断します暗渠排水溝があります。その暗渠の中を簡易水道の管がむき出して設置されているのがわかりました。この管工事設計書を探したんですけど、平成4年、約21年前に、ある簡易水道の担当課で実施されておりました。参考までに申し上げますと、平成4年は簡易水道の担当は建設課ではありません。簡易水道の管を県道に埋設します場合、水道の管はダクタイル鉄管のファイ75という、非常に重い管を布設します。このような構造物が暗渠の中にあれば排水施設の機能を阻害しますので、今回、県の工事に合わせて布設替えを施行したいと思っております。県の工事に合わせて施工しますと、安価で工事を行うことができますので、今回、補正で90万計上をしております。

次に、5ページお願いします。5ページは歳入の繰越金でございます。前年度繰越金で90万計上しております。歳出の施設管理費の工事請負費を繰越金で対応することで90万計上しております。

以上で、議案第53号、和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第54号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、議案第54号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第54号、和水町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に、過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるとの規定に基づき、平成22年9月17日に和水町過疎地域自立促進計画を議決していただいております。

また、同法の第6条第7項の規定に、市町村計画を変更するときは、第1項の規定を準用することになっておりまして、議会の議決を諮る必要があるため、議案第54号を提案するものでございます。

つきまして、この議案第54号について説明します。大藤地区に簡易水道がありますが、新しい水源を掘削する必要が生じ、予算については、平成25年度和水町簡易水道事業会計の当初予算で承認いただいております。その事業の特定財源として、有利な過疎対策事業債を活用することとしておりまして、それに伴う和水町過疎地域自立促進計画の変更でございます。

1枚めくっていただきますと、新旧対照表がありますので、それをごらんになってください。変更箇所のみ申し上げます。和水町過疎地域自立促進計画、21ページの表内において、事業(2)下水処理施設の上段に、新たな事業名(1)水道施設簡易水道、事業内容、簡易水道整備事業を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第54号、和水町過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。

日程第14 陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、陳情等の付託につきましては、陳情等文書受付一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。17日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。起立願います。お疲れでございました。

散会 午前10時56分